

令和3年度 第1回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和3年7月14日

件 名	令和2年度 私立認可保育所に対する指導検査の実施結果について
所 管 部 課	子ども家庭部 子ども施設指導・支援担当課、私立保育園課
内 容	令和2年度に子ども・子育て支援法（以下「支援法」）に基づき実施した私立認可保育所に対する一般指導検査の結果について報告する。 （カッコ内は令和元年度） 1 検査対象 私立認可保育所47園（45園） 【内訳：都区合同1園（8園）、区単独46園（37園）】 2 検査結果 （1）文書指摘【支援法関連法令に関する違反等】 ア 重要事項を掲示していない：5件（8件） イ おむつ代等の支払を求める際の周知が未実施：2件（0件） ウ 業務（園）日誌が作成されていない：1件（1件） エ 国で認める範囲を超えた本部会計への繰入：1件（2件） オ 園児の怪我に対し区への報告が行われていない：1件（0件） カ 苦情記録が所在不明：1件（0件） ➔ 指摘内容について、私立保育園園長会において周知徹底することで全施設で共有するとともに、同様の事例がないかの確認を指示し、巡回訪問時に現地確認を行っていく。 （2）口頭指導【支援法関連法令<u>以外</u>の法令や国通知に関する違反等】 （主なもの） ア 職員の異動届等の区への報告漏れ：20件（16件） イ 教育・保育施設の自己評価を公表していない：4件（1件） ウ 重要事項の項目が一部不足している：2件（5件） ➔ 施設の自己評価は実施しているものの、結果の公表を失念しているケースが見受けられた。私立保育園課と連携し、毎年の評価を公表し確実な改善につなげるよう指導していく。 （3）助言指導【法令や国通知には違反しないもの】（主なもの） ア 個人のクレジットカード等による支払い：19件（15件） イ 事故簿に完治または治療終了の記録が未記載：16件（10件） ウ 現金出納帳等の補助簿を一部作成していない：12件（99件） ➔ 多くの施設でネットショッピングを活用しているが、個人のクレジットカード等での決済によりポイントが還元されていた。多

	くの施設で同様の事例が想像されることから、私立保育園園長会において注意喚起を行い、振込み等による支払を推奨していく。なお、補助簿の作成等に関する助言については、法人本部や会計事務所等において、支援法に基づく委託費等の会計処理への理解が浸透してきており、昨年と比べ大幅に減少している。 3 検査結果の通知及び周知 ・ 指摘等の対象園に対して検査結果を通知し、改善を促した。 ・ 私立保育園園長会において全園に対して周知し、同様の事例がないかの確認を依頼した。 ・ 区ホームページにて文書指摘事項の公表を行った。 4 今後の方針 ・ 指摘の多い事項については、私立保育園園長会等を通じて注意喚起を行うだけでなく所管課と連携して重点的に巡回訪問時などに指導・支援を行う。
--	---

令和3年度 第1回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和3年7月14日

件 名	足立区子ども施設指定管理者の評価方法の改定について																							
所 管 部 課	子ども家庭部子ども施設運営課																							
内 容	子ども施設指定管理者の評価について、足立区子ども施設指定管理評価委員会に諮問し評価を行っているが、以下の4点について、区で定めた「指定管理者制度に関する基本的な考え方について（以下、「ガイドライン」という。）」の評価方法と異なっていたため、令和3年度の評価（令和2年度実施事業）から改定を行う。																							
	1 評価段階の変更 4段階評価で行っていたが、ガイドラインに合わせて5段階評価とする。旧評価では水準レベルまで達成していた場合を満点（3点）としていたが、新評価では区の水準を上回る取り組み・成果があった場合に満点（5点）とすることで、指定管理者の創意・工夫を促す評価とする。 なお、評価にあたっては、水準を具体的に定め、明らかにした上で評価する。 <table><tr><th colspan="2">旧評価</th><th colspan="2">新評価</th></tr><tr><td>3点</td><td>実施している （工夫あり）</td><td>5点</td><td>水準を大きく上回る</td></tr><tr><td>2点</td><td>一部は実施できていないが基準内</td><td>4点</td><td>水準を上回る</td></tr><tr><td>1点</td><td>実施できていない部分が多い</td><td>3点</td><td>水準どおり</td></tr><tr><td>0点</td><td>実施できていない</td><td>2点</td><td>水準を下回る</td></tr><tr><td></td><td></td><td>1点</td><td>水準を大きく下回る</td></tr></table>	旧評価		新評価		3点	実施している （工夫あり）	5点	水準を大きく上回る	2点	一部は実施できていないが基準内	4点	水準を上回る	1点	実施できていない部分が多い	3点	水準どおり	0点	実施できていない	2点	水準を下回る			1点
旧評価		新評価																						
3点	実施している （工夫あり）	5点	水準を大きく上回る																					
2点	一部は実施できていないが基準内	4点	水準を上回る																					
1点	実施できていない部分が多い	3点	水準どおり																					
0点	実施できていない	2点	水準を下回る																					
		1点	水準を大きく下回る																					

2 評価判定ランクの変更

各ランクに対する得点率をガイドラインに合わせる。

ランク	旧評価得点率	新評価得点率
A+	100.0%～94.4%	100.0%～90.0%
A	94.3%～85.0%	89.9%～83.0%
A-	84.9%～80.0%	82.9%～75.0%
B+	79.9%～75.0%	74.9%～67.0%
B	74.9%～65.0%	66.9%～59.0%
B-	64.9%～60.0%	58.9%～54.0%
C	59.9%～ 0.0%	53.9%～ 0.0%
D	Cランクで財務診断結果が1項目でも1点となった場合	

3 評価割合の見直し

利用者満足度について、ガイドラインに合わせ評価点全体の2割程度へ変更する。

中項目	旧評価 (A)	新評価 (B)	差 (B-A)
適切な管理の履行	6. 7 %	6. 0 %	△ 0. 7 %
安全性の確保	1 0. 0 %	9. 1 %	△ 0. 9 %
法令等の遵守	1 0. 0 %	9. 1 %	△ 0. 9 %
適切な財務・財産管理	8. 3 %	7. 6 %	△ 0. 7 %
利用者の満足度	1 1. 7 %	1 9. 7 %	+ 8. 0 %
事業の取り組み	5 3. 3 %	4 8. 5 %	△ 4. 8 %
合計	1 0 0. 0 %	1 0 0. 0 %	0. 0 %

4 ランクダウン制の導入

悪質な事故等（※1）があった場合は、評価委員会の判断により、総合評価をワンランクダウンさせる仕組みをガイドライン（※2）に合わせて導入する。

※1 悪質な事故等とは、園児の生命に関わる事故を想定

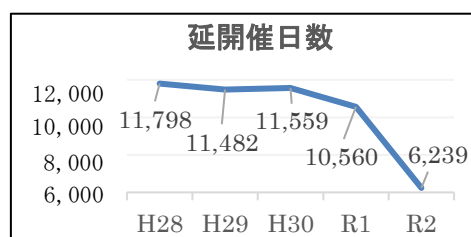
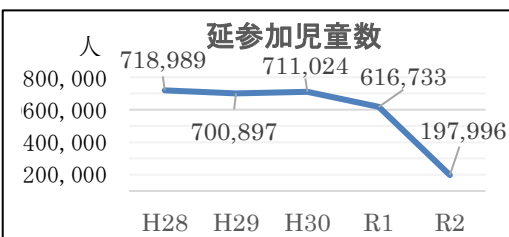
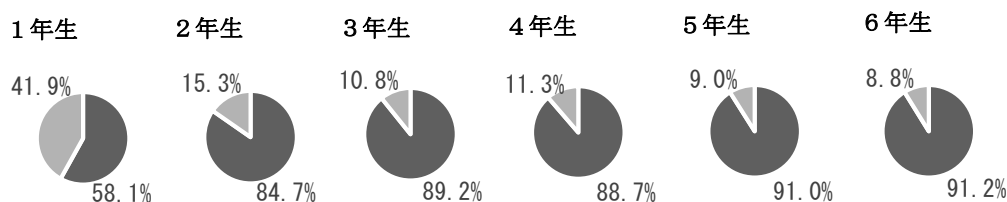
※2 ガイドラインの「(11) 事故等の反映について」に「ただし、悪質な事故等の場合は、評価委員会の判断により、総合評価をワンランク下げるなどの対応を取る」と定められている（例A→B）

令和3年度 第1回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和3年7月14日

件名	放課後子ども教室の令和2年度実施状況と令和3年度の方針について																		
所管部課	学校運営部学校支援課 足立区生涯学習振興公社																		
内 容	放課後子ども教室の令和2年度実施状況と令和3年度の方針について、次のとおり報告する。																		
	1 令和2年度実施状況																		
	(1) 新型コロナウイルス感染症に対する状況																		
	No.	新型コロナウイルス感染症に対する状況等																	
	1	R2. 3. 2～5. 31 学校の臨時休業に伴い、放課後子ども教室を休止																	
	2	R2. 6. 1～ 学校再開にあわせ、感染症対策を取りながら放課後子ども教室の再開を実行委員会へ依頼 ※実施内容や再開日時は実行委員会の判断による ※一度も再開しなかった学校: 2校(栗原小・高野小)																	
	3	R2. 6月～適宜 感染症対策として、マスク・消毒液・フェイスシールド・非接触型体温計等の物品を支給																	
	4	R2. 7月～8月 夏休みの短縮に伴い、7・8月で通常授業となった日の開催を依頼																	
	5	R3. 1. 7～3. 21 2回目の緊急事態宣言の発出に対し、学校は休業が無かったため、放課後子ども教室の実施を依頼 ※実行委員会の判断により最大38校は休止となった																	
	(2) 全学年(1～6年生)実施校 68校																		
校数 全学年実施校数(各年度末) <table><tr><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>44</td><td>48</td><td>51</td><td>57</td><td>60</td><td>63</td><td>66</td><td>68</td><td>68</td></tr></table>		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	44	48	51	57	60	63	66	68	68
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2											
44	48	51	57	60	63	66	68	68											
ア 一部学年未実施: 綾瀬小																			
イ ただし令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、1年生の受入れを行わなかった学校が16校あり。																			
(3) 週5日実施校 68校																			
ア 一部曜日未実施: 綾瀬小																			
イ ただし令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、曜日による学年分けや一部曜日を休止する学校あり。																			
(4) 登録児童数・延参加児童数・延開催日数																			
人 登録児童数 <table><tr><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>26,905</td><td>27,618</td><td>28,073</td><td>28,287</td><td>26,017</td></tr></table> 参加対象児童の登録率 登録 未登録 <table><tr><td>登録</td><td>26,017人</td><td>83.4%</td></tr><tr><td>未登録</td><td>5,188人</td><td>16.6%</td></tr></table> ※参加対象児童 31,205人 (一部学年未実施校については実施学年の児童数)		H28	H29	H30	R1	R2	26,905	27,618	28,073	28,287	26,017	登録	26,017人	83.4%	未登録	5,188人	16.6%		
H28	H29	H30	R1	R2															
26,905	27,618	28,073	28,287	26,017															
登録	26,017人	83.4%																	
未登録	5,188人	16.6%																	

学年別登録率



※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による影響が大きく、延参加児童数・延開催日数ともに大幅に減少した。

2 令和3年度の方針について

(1) 事業内容

ア 感染症拡大防止に配慮した運営の支援

開催にあたっては、十分な感染症対策を取るよう、引き続き実行委員会及び学校と実施内容に関する調整を行っていく。

イ 夏休み実施に向けた支援

夏季に放課後子ども教室が開催できるよう、実施内容に関する調整を行っていく。

ウ 全学年実施校の拡大に向けた支援

全学年未実施校は残り1校となったが、新校舎への移転にあわせた全学年実施に向け、実行委員会と協議していく。

エ 体験機会の充実

感染症対策を取りながら、地域団体等と連携した体験プログラムやスタッフが実施できるプログラムの開発・紹介を行っていく。

(2) 安定運営の支援

ア 各実行委員会に対する支援の継続

運営用品の準備や現場への巡回、事故の対応や会議日程の調整及び資料作成等

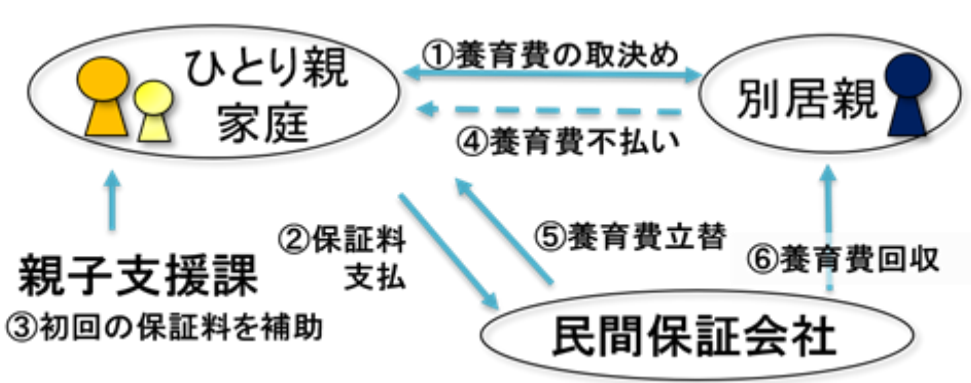
イ 全ての実行委員会参加による運営委員会、ブロック会議における情報交換や課題の検討

ウ スタッフ確保のための支援と研修等によるスキルアップ

エ 利用案内等による保護者、地域への事業趣旨のPR

令和3年度 第1回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和3年7月14日

件 名	養育費確保支援事業の実施について
所 管 部 課	福祉部親子支援課
内 容	養育費確保支援について、以下のとおり2つの補助金事業を実施する。 1 足立区養育費に関する公正証書等作成促進補助金事業 (1) 内容 養育費の取決めをするために要した公正証書作成手数料や家事調停・裁判費用（収入印紙や切手代等）を補助 (2) 対象 足立区在住で次の要件全てを満たす方 ・ 公正証書などで養育費の取決めがある。 ・ 養育費の取決めに係る経費を負担した。 ・ 養育費の取決めの対象となる18歳までの児童を現に扶養している。 ・ 過去に当該事業による補助金を受けていない。 (3) 補助額 費用の全額（ただし、一人当たりの上限は5万円とする。） 2 足立区養育費保証契約促進補助金事業 (1) 内容 民間保証会社の「養育費保証契約」締結時に負担した初回保証料を補助 

	(2) 対象 足立区在住で次の要件全てを満たす方 ・ 公正証書などで養育費の取決めがある。 ・ 児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にある。 ・ 養育費の取決めの対象となる18歳までの児童を現に扶養している。 ・ 民間保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している。 ・ 過去に当該事業による補助金を受けていない。 (3) 補助額 上限5万円 3 開始日 令和3年4月1日 4 周知 (1) あだち広報(4/25号)、区ホームページに掲載済。 (2) 豆の木メール・応援アプリ等にて随時情報発信。 (3) 足立福祉事務所各福祉課や戸籍住民課等、離婚に係る窓口で案内を配布する。
--	---

令和3年度 第1回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和3年7月14日

件 名	「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給について
所管部課	福祉部親子支援課
内 容	1 概要 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うことを目的として、「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給する。 2 支給給付金、支給対象者及び児童数 (1) 「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」 ア 令和3年4月分の児童扶養手当の受給者（申請不要） 約7,600人 イ 公的年金受給により令和3年4月分の児童扶養手当未支給者（申請が必要） 約240人 ウ 令和3年4月分の児童扶養手当未支給者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した者（要申請） 約600人 (2) 「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」 ア 基準日（令和3年3月31日）時点で、18歳未満の児童（障がい児の場合は20歳未満）の養育者であって、令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている者で、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者（申請不要） 約8,600人 イ 対象児童（18歳年度末までの子（障がい児については20歳未満）※）の養育者であって、次のいずれかに該当する者（要申請） 約2,000人 ※令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象 (ア) 令和3年度分の住民税均等割が非課税である者 (イ) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税と同様の事情にあると認められる者 3 給付額 いずれの給付金も、対象児童1人につき一律50,000円

4 支給方法及び支給時期

給付金	支給対象者	支給方法	支給時期
ひとり親世帯分	上記2 (1)ーア	児童扶養手当支給 口座へ振込	令和3年4月30日
	上記2 (1)ーイ・ウ	申請口座へ振込	令和3年5月末から 令和4年3月末
ひとり親世帯以 外の低所得の子 育て世帯分	上記2 (2)ーア	児童手当または特 別児童扶養手当支 給口座へ振込	令和3年7月下旬
	上記2 (2)ーイ	申請口座へ振込	令和3年7月下旬か ら令和4年3月末

5 周知

- (1) 全対象世帯に対して、お知らせ・チラシを配付済。
- (2) あだち広報（ひとり親世帯分：4月25日号、ひとり親世帯以外分：6月25日号）、区ホームページに掲載済。

令和 3 年度 第 1 回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和 3 年 7 月 1 4 日

件 名	足立区児童育成手当条例施行規則等の一部改正について
所 管 部 課	福祉部親子支援課
内 容	1 概要 令和 2 年度税制改正に伴い、所得情報を活用している、児童育成手当及びひとり親家庭等の医療費助成制度について、一部改正を行う。 また、ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱等の一部改正に伴い、ひとり親家庭等医療費助成等について、関連する諸規程の一部改正を行う。 2 改正内容 (1) 令和 2 年度税制改正 低未利用土地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る特別控除を受けている場合には、手当の認定を行う際の所得額の計算方法において、特別控除適用後の金額とする。 (2) 様式中の印の削除 東京都が各規則参考例に定める様式の見直しを行ったことに伴い、区規則で定める申請書・医療証についても見直し（印の削除）を行う。 3 適用年月日 令和 3 年 4 月 1 日 4 周知 あだち広報（5 月 1 0 日号）、区ホームページに掲載済。